

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡美里町大字円良田字笹平一三九七番八

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

公益上の理由